

地域公共交通計画策定支援業務受注候補者選定委員会設置規程（案）

（設置）

第1条 富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の地域公共交通計画策定支援業務（以下「業務」という。）の受託候補者（以下「候補者」という。）を公募型プロポーザルにより公平かつ適正に選定するため、地域公共交通計画策定支援業務受注候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を協議会の会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。

- （1） 候補者の審査方法、評価項目及び評価基準に関する事項
- （2） 候補者の提案内容の審査及び選定に関する事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 前項の委員は、協議会の委員のうちから、会長が指名する。

（任期）

第4条 委員の任期は、指名の日から業務に係る契約が締結される日までとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、協議会事務局において所管する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる委員会の招集は、会長が行う。

(この規程の失効)

3 この規程は、業務に係る契約が締結された日限り、その効力を失う。